



用語解説

あ行

インフォームドコンセント

患者等に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。また、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実に社会・個人や官公署などに対し、物品の購入等、不当な利益や義務のないことを求める行為。

これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。

N P O

Non-Profit Organization の略。民間の非営利活動団体のこと。営利を目的とせず、社会性の高い事業を行う組織で、特定非営利活動促進法により認証された N P O 法人と任意の活動団体を指す。

エンパワメント

「力をつけること」という意味をもつ言葉で、政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自らの持てるさまざまな能力に気づくとともに、それらを最大限に引き出すことを指す。世界の女性の人権尊重、差別撤廃運動の中で使われるようになった用語。

夫・パートナーからの暴力

ドメスティック・バイオレンス(DV)とも言われる。

徳島県男女共同参画推進条例では、この言葉を「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう)」と捉えている。

なお、DVには、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力などがある。

か 行

公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもと、就職面接試験に際して「就職差別につながるとされる14項目」に抵触する質問等を行わないなど、公正な採用選考を図ることにより、就職の機会均等を確保するため、一定規模以上等の事業所の人事責任者等から選任される者。その役割としては、公正な採用選考システムの確立を図ること 職業安定行政機関との連絡に関すること

その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること等がある。

国際人権規約

1966(昭和41)年の第21回国連総会で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」及び1989(平成元年)の第44回国連総会で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」の4つからなる規約の総称。世界人権宣言の精神に基づき、法的拘束力を持つよう条約化したもの。日本は、A規約及びB規約について、1979(昭和54)年に批准。

参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら，学習活動に積極的に参加し，人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。参加者で意見交換や共同作業を行いながら進める参加体験型研修を「ワークショップ」と呼ぶ。

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を背景として，次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される環境の整備を図るため，2003(平成 15)年 7 月に公布。国，地方公共団体，事業主等の責務及び行動計画の策定等，次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための必要な措置を規定。

児 童

児童とは，「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」では，満 18 歳未満の者をいい，「学校教育法」では，小学生を指し，生徒とは中学・高校生を指すこととしている。

児童虐待

親または親に代わる保護者が，18 歳未満の子どもの心や身体を傷つけたり，健全な成長や発達を損なう行為で，身体的虐待，性的虐待，ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)，心理的虐待の 4 つに類型される。

児童の権利に関する条約

1986(平成元)年に国連総会で採択され，1990(平成 2)年に発効した条約。子どもの意見表明権，思想・表現の自由，子どもに関する差別の禁止，生命・教育に関する権利，経済的搾取からの保護など，子どもの権利に関して包括的に規定。日本は 1994(平成 6)年に批准。

自分づくり

あるがままの自分を受け入れ，自分を大切にし，将来の希望や目標をもって，自分なりに努力すること。

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979(昭和 54)年に国連総会で採択され，1981(昭和 56)年に発効した条約。女性の権利を包括的に規定するもので「世界女性の憲法」とも言われている。日本は，国籍法の改正，男女雇用機会均等法の制定，家庭科の男女共修化など，国内法等を整備し，1985(昭和 60)年に批准。

人権教育のための世界プログラム

国連人権委員会が定期的に指定する特定の部門／問題に関して，国内で進められる人権教育の努力に一層焦点化するため段階的に構築されたものであり，第 1 段階として，2005(平成 17)年 1 月 1 日から 2007(平成 19)年 12 月 31 日までの 3 力年で，初等・中等学校制度における人権教育の推進に重点が置かれる。

人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

1965(昭和 40)年に国連総会で採択され，1969(昭和 44)年に発効した条約。締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な共有を確保するために，あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とする。日本は 1995(平成 7)年に加入。

性同一性障害

身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず，現在おかれた性別とそれに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候。性同一性障害者の戸籍上の性別の取扱いの特例について，「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が 2004(平成 16)年 7 月から施行。

成年後見制度

認知症や精神上的の障害などにより判断能力が不十分なために，不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し，代理人を選任し保護する制度。

性の商品化

性を「物＝商品」として扱う傾向のこと。売買春・ポルノ・セックスアピールを利用した広告等，幅広い意味で用いられる。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動。一般に「性的いやがらせ」と訳されている。

----- た 行 -----

男女共同参画社会

男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会。

地域支援ネットワーク

児童虐待に関する情報交換や通報体制の整備，処遇の検討などを行うため，住民に身近な市町村域において関係機関等が一堂に会する「市町村児童虐待防止ネットワーク会議」の設置を，2001(平成 13)年度から推進している。

同和对策審議会答申

「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた同和对策審議会が，1965(昭和 40)年 8 月 11 日，政府に提出した答申。

この中で同和問題は，人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であるとともに，日本国憲法によってすべての国民に等しく保障された基本的人権

が、完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示され、その後の同和行政の基本的指針となっている。

同和問題の解決に向けて（基本方針）

2001(平成 13)年 12 月の徳島県同和問題懇話会答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」を受け、本県が同和問題の解決に向け、2002(平成 14)年 3 月に策定した基本方針。

徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

部落差別の解消を図る見地から、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象の発生の防止に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、同和地区での居住に係る調査の防止に関し必要な事項を定めた条例。1997(平成 9)年 4 月 1 日施行。

----- な 行 -----

ノーマライゼーション

障害のある人も、家庭や地域の中で普通の生活を送ることができるような社会をつくるという考え方。

----- は 行 -----

バリアフリー

障害のある人にとって、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

ホームレス

都市公園や河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし，日常生活を営んでいる者をいい，2003(平成 15)年 1 月・2 月に全国調査が実施された。ホームレスの自立支援やホームレスになることを防止するため「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が 2002(平成 14)年 8 月から施行。

----- ら 行 -----

リハビリテーション

障害のある人がトータルな人間として，生活の主体者としてあらゆる社会面において障害のない人と同等な権利の回復をめざすという考え方。

